

千葉県学校薬剤師会
常任委員 並木 佳久

11 月 27 日（日）晩秋の中、第 2 回支部長会議が千葉県薬剤師会会議室にて開催された。中学校・高等学校で行われる「くすり教育」において必要な内容について、ワールドカフェ方式（話しやすく発言が増え様々な意見に触れ合える）にて活気のある討議が行われた。結果として、「薬の飲み方」「血中濃度」「自然治癒力」「病気にならない健康な体づくり」「血中濃度」などが挙げられた。

支部長会議に引き続き、午後より学校保健講習会及び薬物乱用防止講習会が約 130 名を超える先生を迎え開催された。

学校保健講習会として、東京薬科大学社会薬学研究室教授 北垣邦彦先生より「地域に貢献する薬剤師としての学校薬剤師」についてご講演を頂いた。薬剤師の任務（第一条）とは「国民の健康な生活を確保する」ものであり、「調剤・医薬品供給」は薬剤師のみに与えられた手段であると説明された。

これからの薬剤師の地域貢献の仕事の一つとして学校薬剤師活動の充実が挙げられた。学校薬剤師は、学校保健安全法に基づき大学以外のすべての学校に置くものとされる非常勤の学校職員であり、その活動の中心は学校における環境衛生の維持管理に従事することだが、健康教育の推進等様々な役割に期待が高まっている。一方、薬剤師のこのような公益性の高い活動への認知は極めて低い状況にある。学校薬剤師の活動状況を把握し、その活動内容等を広く周知を図っていくことは、薬剤師の存在価値や地位向上にも繋がってくる。学校保健において、学校薬剤師、設置者・学校および児童生徒の三者において、学校薬剤師と設置者・学校とは連携がとれているが、児童生徒と学校薬剤師との連携は十分ではない。児童生徒にもっと学校薬剤師について知ってもらうためには、やはり顔を多く見せる必要がある。そのために学校薬剤師はもっと学校に出向き活動するべきである。年間の出校日数は学校医・学校歯科医よりも多く、より学校保健に関しサポートできる存在であるとのこと。昨今、高等学校の競技大会でもドーピング検査が実施される中、スポーツファーマシストとして「うっかりドーピング」から守ることも学校薬剤師の職能の一つである。

医薬品の適正使用、薬物乱用なども踏まえアンチ・ドーピングを話すことが、学校薬剤師と保健体育教諭との連携強化チャンスとなり、保健教育（特に医薬品の教育）の充実につながるの事であった。今後、薬剤師として地域貢献における学校薬剤師の重要性などを改めて感じた講演でした。

次に薬物乱用防止教室講習会として日本くすり教育研究所代表 加藤哲太先生より「薬

物乱用防止教育の進め方~<ダメ、ゼッタイ>だけでない教育~」についてご講演頂いた。

薬物乱用防止教育（教室）というと、とにかく子ども達を脅し、怖がらせることで、麻薬や覚せい剤等に手を出さないよう訴えかけるようなケースが少なくない。しかしその危険性だけを指導するだけでいいのか？との考えをもとに、<ダメ、ゼッタイ>だけでない教育を行っている。

①薬物危険性・違法性 ②的確な判断力・断り方 ③自己肯定感 の3点について学ぶことで、自らの判断で薬物使用のきっかけそのものを排除し、誘いを拒否することができるようになる事を目標としている。

①薬物危険性・違法性を指導するには、「日常生活において、脳が果たしている役割を理解させ、その人間の脳が持つ素晴らしさを伝えることで、その素晴らしい脳を破壊する薬物の恐ろしさを理解させる。次に脳の細胞や回路が破壊されることで引き起こされる症状を具体的に伝え、薬物乱用がもたらす恐ろしさを伝える。

②的確な判断力・断り方身につけさせる教育を行う。「くすり」と「薬物」の違いを理解させた上で、薬物はなぜダメなのかを認識させ、その誘惑を「うそだとわかる・なにか変だな？」と気づく判断力をつける教育を行う。

③自己肯定感を身につけさせる教育として、大切な自分を薬物から守るための5つのポイント 1.自分が大切に思う人 2.自分のことを大切に思ってくれる人 3.自分が好きなもの・こと 4.これからやりたいこと・将来の夢 5.薬物についての正しい知識 を挙げられた。日常の生活の中では意識しづらいが、「自分はこの世でただ一人の大切な存在」であり、「自分の人生は大切なもの」であるということに気づくきっかけとして、子どもたち自身に考えてもらうことが大切である。

冒頭にお話された通り、従来の薬物乱用防止教育（教室）に関する講演とは切り口が違っていった有意義なご講演であり、今後の薬物乱用防止教育に役立てたいと感じました。